

2020年度 早稲田大学大学院法務研究科

学部3年次生特別入試枠

「人材発掘」入試 法学既修者認定試験

民法

(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

問題1

(設問1)は、①時効完成後の債務承認、②消滅時効の援用権者に関する問題である。(設問2)は、①連帯保証人の援用の可否、②連帯保証人による保証債務の履行とその後の法律関係に関する問題である。(設問1)(設問2)を通じ、条文の基本的な知識・適用が問題であり、日常の学修においてこの点を特に心がけてほしい。

保証人の時効援用については、主たる債務についての時効を援用して付従性により保証債務の履行を免れることができるほか、保証債務自体についての消滅時効を援用することも考えられる。しかし、本問では、主たる債務者Aに債務の承認があったといえる。この場合、債務承認による時効の更新はその当事者の間でのみ生じるのが原則であるが(改正民法153条1項)、保証債務については457条1項により、その例外が認められる。

Cが連帯保証債務を履行すると、主たる債務者Aに対しては、459条1項により、求償権を行使することができる。また、499条により、Cはこの求償権を確保するため、原債権者Bに代位することができる。Cの代位について、Dとの関係が問題となるが、501条3項4号の規定により、CとDの間では頭数に応じて代位が認められる。この場合に、Dが主たる債務の消滅時効を援用することができるかどうかの問題となりうるが、判例・通説は、保証人の場合と同じく、物上保証人に対する関係においても時効の更新の効力が及ぶと解している。

なお、現行法においても、以上の改正法における同一の結果となる。

問題2

(設問1)は、①遺産分割協議の意思表示に錯誤(95条)や詐欺・強迫(96条)などの意思表示の瑕疵がある場合の問題である。このほかに、②Cの行為がAの自筆証書遺言の隠匿に当たれば、Cの相続欠格を問題とすることも考えられるが、主たる論点は、①である。(設問2)では、いったん有効に成立した遺産分割協議を一部の相続人の債務不履行を理由に解除(541条)できるかどうかの問題になる。(設問3)では、遺産分割協議が成立した後に、相続不動産の共有持分を差し押さえた第三者と、遺産分割により共有持分を超える所有権を取得した相続人との間で、権利の優劣を考える際に177条の対抗問題として処理されることになるかが問われている。

以上